

【インド】Form 27 提出について

2024 年 3 月 15 日にインド特許規則改正 (Patents (Amendment) Rules, 2024: 新規則) が公表され、同日施行されました。

規則改正により、これまで毎年提出が必要であった Form 27 (実施報告書) の提出が、3 会計年度に 1 度でよいこととなりました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス 2024 年 8 月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15675/>

新規則によりますと、2024-2025 年度 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日) に満了するインド特許について、2023-2024 年度及び 2024-2025 年度についての実施報告書を 2025 年 4 月 1 日～2025 年 9 月 30 日の期間に提出する必要があります。

尚、手数料を支払うことにより、期限の延長が可能です。